

振動規制法に基づく特定施設の届出について

- 1 **対象施設** 振動規制法施行令別表第1に掲げる施設（別紙参照）
- 2 **提出期限** 特定施設の設置工事に着手する30日前まで
ただし、特定施設の種類及び能力ごとの数を増加しない場合は、届出不要です。
- 3 **提出書類**
 - (1) 特定施設設置届出書（様式第1）
※既に他の特定施設（その種類は問わない。）を設置している工場・事業場の場合は、「特定施設の種類及び能力ごとの数変更届出書（様式第3）」による。
 - (2) 別紙（特定施設の構造及び使用の方法等）
 - (3) 上記2の提出期限を過ぎている場合 → 遅延理由書（任意様式）
 - (4) 添付書類
 - ア 工場・事業場の付近の見取図
 - イ 特定施設の配置図（敷地内の建物の配置を含む。）
 - ウ 特定施設の構造や能力等の詳細が分かるもの（仕様書、図面など）
 - エ 振動防止施設の説明資料※（1）と（2）の様式は、市ホームページにも掲載しています。
- 4 **提出部数** 2部 ※1部は正本をコピーしたもので構いません。
- 5 **届出先** 始良市役所 市民生活部 生活環境課
※届出書を作成した方（担当者）の氏名及び連絡先を必ず添えて、ご提出ください。
※各支所の生活環境係でも受付いたします。
- 6 **お問合せ先** 始良市役所市民生活部生活環境課生活環境係
〒899-5492 始良市宮島町25番地
TEL 0995-66-3111（内線141）
FAX 0995-65-5559
E-mail seikatsu@city.aira.lg.jp